

令和4年8月22日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市自治基本条例推進委員会
委員長 牧瀬 稔

厚木市自治基本条例の見直し（総点検）について（答申）

令和4年7月8日付けをもって諮問のありました厚木市自治基本条例の見直しについて、2回にわたり慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。



答 申

平成26年に行った厚木市自治基本条例（以下、自治基本条例という。）の2回目の見直しから4年が経ち、3回目の見直しの年を迎えた。

厚木市自治基本条例が制定されてから10年以上の月日が流れ、新型コロナウイルス感染症やこども基本法の成立といった社会情勢に大きな変化が見られるなか行われた今回の見直しでは、「規定内容の時代や社会情勢との乖離の有無」、「新たに設けるべき規定はないか」などに留意して検討を進めた。

なお検討に当たっては、当委員会が前回の見直し後、4年間に渡って行ってきた自治基本条例の運用状況の点検結果と併せて、自治基本条例制定当時の考え方や、前回の見直し結果を確認するとともに、市が行った市民アンケート調査の実施結果や、市内部で行った意見照会の結果を参考に議論を進めた。

結論として、次のとおり当委員会として意見を付すこととした。

第一に自治基本条例の運用状況については、市は毎年度の点検及び評価結果を受けて改善に取り組み、その結果として概ね良好に運用されており、当委員会として特段の意見を付すような条項はなかった。

第二に自治基本条例の規定内容については、市から意見を求められた5つの条項については改正をする必要がないものとした一方で、社会情勢の変化に対応するよう逐条解説の内容を変更する必要があるものがあった。

その他、本答申には記載しないが会議の中で出された委員からの意見には、市に改善を求める意見だけでなく、今後の行政運営のヒントとなる意見もあると思われる所以、会議録等を確認の上

しっかりと受け止めていただければ幸いである。

令和4年8月

厚木市自治基本条例推進委員会

委員長	穏 之男	子 広 美 子	子 一 幹
職務代理	智 千理	三 健秀	暁 幸 正 祐
委員	瀬 乘 木	上 路 藤 橋 塚 田 口	高 青 池 越 齋 高 富 成 山
委員	員 員	員 員	員 員
委員	員 員	員 員	員 員
委員	員 員	員 員	員 員
委員	員 員	員 員	員 員
委員	員 員	員 員	員 員
委員	員 員	員 員	員 員
委員	員 員	員 員	員 員
委員	員 員	員 員	員 員

(委員は50音順)

目次

資料の構成について	3
前文	5
第1章 総則	7
第1条 (目的)	7
第2条 (自治基本条例の位置付け)	9
第3条 (定義)	11
第2章 自治の基本理念	13
第4条 (自治の基本理念)	13
第3章 自治の基本原則	15
第5条 (自治の基本原則)	15
第4章 市民	17
第6条 (市民の権利)	17
第7条 (市民の責務)	19
第8条 (子どもの権利、責務等)	21
第9条 (事業者の権利及び責務)	23
第5章 議会及び議員	25
第10条 (議会の役割及び責務)	25
第11条 (議員の役割及び責務)	27
第6章 市長、市長等及び市職員	29
第12条 (市長の役割及び責務)	29
第13条 (市長等の役割及び責務)	31
第14条 (市職員の役割及び責務)	33
第7章 行政運営	35
第15条 (行政運営の基本事項)	35
第16条 (総合計画)	37
第17条 (組織等)	39
第18条 (行政評価)	41
第19条 (財政運営)	43
第20条 (危機管理)	45
第21条 (情報の公開等)	47
第22条 (個人情報の保護)	49
第23条 (法令遵守)	51
第24条 (法令の解釈等)	53
第25条 (行政手続)	55
第26条 (市民からの要望等への対処)	57
第27条 (行政処分等に対する不服への対処)	59
第8章 参加及び協働の推進	61

第 28 条	(政策等に対する意見等)	61
第 29 条	(条例等の制定等への市民参加)	63
第 30 条	(事業の実施に係る市民参加)	65
第 31 条	(審議会等の運営)	67
第 32 条	(コミュニティ団体に対する市民等の責務)	69
第 33 条	(コミュニティ団体との協働)	71
第 34 条	(地区市民自治推進組織)	73
第 35 条	(市民の課題解決に対する意識の高揚等)	75
第 36 条	(住民投票)	77
第 9 章	広域連携及び交流	79
第 37 条	(広域連携及び交流)	79
第 10 章	自治基本条例推進委員会	81
第 38 条	(自治基本条例推進委員会)	81
第 11 章	自治基本条例の見直し	83
第 39 条	(自治基本条例の見直し)	83
第 12 章	自治基本条例の改正	85
第 40 条	(自治基本条例の改正)	85

資料の構成について

この資料は、厚木市自治基本条例第39条第1項の規定に基づき、同条例の見直し（総点検）を実施するに当たり、条ごとに見直しの考え方等を示したもので
す。各ページの構成は、次のとおりです。

【条文】 前文又は条文を記載しています。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

前回の見直しで出た意見を記載します。

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)		
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当・おおむね妥当・ 不十分・点検対象外 のいずれか	委員から意見 があったもの について記載
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)		

2 条文等に関する意見

市民アンケート	令和4年4月に実施した市民アンケートにおける結果 を基に記載しています。 【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ●●●人／●●●人 ●. ●% ※市民アンケートが章ごとに回答する形式であった ため、割合は章ごとに同じ値を記載。 【主な見直すべき内容・理由】 自由記述いただいた内容の一部を記載。
府内各部署	令和4年1月に実施した府内照会結果を基に記載して います。

3 見直しの考え方

市が考える見直しの方向性（改正の要否等）について記載しています。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申
諮詢に基づく見直し検討の結果を記載します。

5 見直し結果
委員会等の意見を踏まえ、最終的な見直し結果を記載します。

前文

【前文】

大山に連なる山々や丘陵の豊かな緑と、相模川を始めとする多くの清流に恵まれ、四季をとおして美しい自然が生き生きと輝くわたくしたちのまち厚木市は、古くから人々が自然をいかした生業を起こし、自然の循環と都市機能を融合させながら、広域的な要衝の地としての地位を築き上げてきました。

わたくしたち市民は、厚木市の豊かな自然、歴史に培われてきた文化など、先人のたゆまぬ努力により守り育まってきた様々な厚木市の素晴らしいを受け継ぎ、未来を担う次世代に引き継ぐため、平和を希求する意思の下、人を大切にする心、互いの個性を認め合う心、人と人との絆を大切にする心を尊び、個人として尊重され、連帶して自治の推進に努めなければなりません。

これらを基本として、市民、議会及び市長等が共通の目標を定め、互いの立場を認め合い、尊重し合い、支え合いながら、それぞれの役割を果たし、協力していく、協働による自治を推進するとともに、活力に満ちた心豊かに暮らせる自立したまちをつくるため、ここに厚木市自治基本条例を制定します。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成 30 年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成 30 年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成 30 年度)	点検 対象外	
令和 2 年度実施 (対象年度：令和元年度)	点検 対象外	
令和 3 年度実施 (対象年度：令和 2 年度)	点検 対象外	

2 条文等に関する意見

市民アンケート	対象外
庁内各部署	特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要 · **逐条解説の改訂が必要** · **改正不要**

第1章 総則

第1条 (目的)

【条文】

この自治基本条例は、厚木市における自治の基本理念及び基本原則並びに市民、議会及び市長等の役割、責務等を明らかにするとともに、自治を推進するための基本的な事項を定め、もって自治の確立を図ることを目的とする。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成 30 年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成 30 年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成 30 年度)	点検 対象外	
令和 2 年度実施 (対象年度：令和元年度)	点検 対象外	
令和 3 年度実施 (対象年度：令和 2 年度)	点検 対象外	

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 27人／489人 5.5%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・自治基本条例制定の発端の明記を検討してはどうか。・基本中の基本「厚木 VISION」が明示されていない。寒村厚木に回帰するのか、県央中核を目指すのか、第1章～第6章にわたってすべての基本になるものが必要ではないか。
府内各部署	特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

意見のあった発端等については、厚木市自治基本条例逐条解説資料編に記載があり、まちづくりのビジョンについては、総合計画等で明らかにしているので、自治基本条例において明記する必要はないと考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要 · 逐条解説の改訂が必要 · 改正不要

第2条（自治基本条例の位置付け）

【条文】

この自治基本条例は、厚木市の自治を推進する上で、最も尊重すべき条例とする。

2 この自治基本条例以外の条例、規則等（以下「条例等」という。）の制定、改正、廃止及び運用は、この自治基本条例の趣旨にのっとり行わなければならない。

3 この自治基本条例の内容に即し、分野別的基本条例を整備することにより、条例等の体系化を図るものとする。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	点検 対象外	
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	点検 対象外	
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	点検 対象外	

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 27人／489人 5.5%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・厚木市が市制を引いてから67年経過している。第2条に「・・・最も尊重すべき条例とする・・・」とありますが、67年経過して何故、今、最も尊重すべき条例を制定して運用しなければならないのか。遅かったのではないか。このような時期、時代に制定しなければならない理由や意味を条文の中に入れる必要があるのでないか。</p>
府内各部署	市民参加における「条例等」の範囲について、見直しが必要ではないか。

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、条例を制定する理由については、逐条解説内に明記されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

また、市民参加における「条例等」の範囲については、見直し（総点検）に関する方針第29条において見直しの考え方を明記している。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要 · **逐条解説の改訂が必要** · **改正不要**

第3条 (定義)

【条文】

この自治基本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 次に掲げるものをいう。
 - ア 厚木市内に居住する者
 - イ 厚木市内に通学し、又は通勤する者
 - ウ 厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体
 - エ 厚木市に対し納税の義務を負う者
- (2) 自治 厚木市に関する自らの責任と権限において、市民の意思に基づき決定し、実施することをいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 協働 市民、議会及び市長等がそれぞれの役割を理解し、自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し、及び協力することをいう。
- (5) まちづくり 活力に満ちた心豊かに暮らせるまちをつくるための取組全般をいう。
- (6) コミュニティ団体 構成員が地縁又は共通の公共的な関心事によってつながりを持ち、互いに助け合い、及び共通の目的を達成するために活動する団体をいう。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	点検 対象外	
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	点検 対象外	
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	点検 対象外	

2 条文等に関する意見

市民アンケート 【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】
27人／489人 5.5%

【主な見直すべき内容・理由】

・市民についての定義、例えば伊勢原から通勤・通学し

	<p>ている人を厚木市市民とするならその人は伊勢原市民でもあり厚木市民でもありということか。その人は厚木市の議会議員に立候補したり、選挙したり出来るのか。市長にもなれるのか。自治の主体になれるのか。この定義によっては以下の条文全てにおいて「市民は…」という条文の理解が難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(3)市長等」に市の組織とは独立した組織である選挙管理委員会、監査委員が組み込まれているのはおかしい。はずすべきではないか。 ・「(1)市民」で「厚木市内において」が物理的なものに限らなくなってきた（SNSでの活動等）ため、厚木市を軸としてなどを追加したらどうか。
府内各部署	特になし

3 見直しの考え方

市民の定義について、住民だけを指すべきではないかといった意見や、より広く厚木市に関わりある人を含めるべきではないかといった意見があることから、見直し（総点検）を行う必要があると考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

市民アンケートで意見のあったように、住民と市民が異なることで混同する場合もあるが、住民ではない厚木市に関わりのある人の知識や経験をまちづくりにいかすため、広く市民を定義することは問題ないと考える。また、近隣他市の自治基本条例での市民の定義を確認したが、大多数の自治体が住民より広く定義していることから、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要	・	逐条解説の改訂が必要	・	改正不要

第2章 自治の基本理念

第4条 (自治の基本理念)

【条文】

自治の基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人と人との絆を大切にする自治
- (2) 協働による自治
- (3) 自然の循環と文化を大切にする自治

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	点検 対象外	
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	点検 対象外	
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	点検 対象外	

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 25人／489人 5.1%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・より具体的に記載すべきである。例えば「自然の環境」とは何を意味するのか。SDGsなら具体的に記載すべきではないか。</p>
府内各部署	特になし

3 見直しの考え方

基本理念は、基本的な考え方・方向性を示すもので、具体的な事項については個別の条例・計画等で明らかにしているため、規定を改正する必要はないものと考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要 · **逐条解説の改訂が必要** · **改正不要**

第3章 自治の基本原則

第5条 (自治の基本原則)

【条文】

市民、議会及び市長等は、自治の基本理念にのっとり、次に掲げる原則を定め、自治を推進する。

(1) 市民自治の原則

- ア 自治の主体は、市民であること。
- イ 市民の意思に基づくまちづくりを行うこと。
- ウ 地域の身近な課題は、地域で取り組むこと。

(2) 参加及び協働の原則

- ア 市民のまちづくりへの参加を進めること。
- イ 相互の活動への参加を広げること。
- ウ 協働によるまちづくりを進めること。

(3) 情報共有の原則

- ア まちづくりにかかわる情報が貴重な共有財産であることを認識すること。
- イ 保有する情報を分かりやすく公表し、情報の共有を図ること。

(4) 説明責任の原則

- ア 相互に説明責任を果たすこと。
- イ 説明は、分かりやすいものであること。

(5) 自然共生及び文化継承の原則

- ア 自然との共生を図ること。
- イ 文化の継承及び創造に努めること。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成 30 年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成 30 年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成 30 年度)	点検 対象外	
令和 2 年度実施 (対象年度：令和元年度)	点検 対象外	
令和 3 年度実施 (対象年度：令和 2 年度)	点検 対象外	

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 25人／489人 5.1%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・「(2) 参加及び協働の原則」に次の規定を追加してはどうか。 「エ 高齢や障がい等で参加及び協働できない市民においては地域において考慮すること。」</p>
府内各部署	特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第4章 市民

第6条 (市民の権利)

【条文】

市民は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 安心・安全に生活する権利
- (2) 知る権利
- (3) まちづくりに参加する権利

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	点検 対象外	
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	点検 対象外	
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	点検 対象外	

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 35人／489人 7.2%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・「(1) 安心・安全に生活する権利」について、「安心・安全に生活」だけではなく「活気ある楽しい」のような人として充実した生活を送る権利としてはどうか。</p>
府内各部署	特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要	逐条解説の改訂が必要	改正不要

第7条 (市民の責務)

【条文】

市民は、自治の主体としての意識を高め、まちづくりに関心を持つとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。この場合において、市民は、まちづくりに参加できること等により、不利益を受けない。

2 市民は、まちづくりへの参加に当たっては、互いに尊重するとともに、自らの発言及び行動に対して責任を持たなければならない。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分担しなければならない。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成 30 年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成 30 年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成 30 年度)	点検 対象外	
令和 2 年度実施 (対象年度：令和元年度)	点検 対象外	
令和 3 年度実施 (対象年度：令和 2 年度)	点検 対象外	

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 35人／489人 7.2%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】</p> <ul style="list-style-type: none">弱者（子供、老人、避難者など）の支援なども自助努力するような内容を追加してはどうか。高齢化が進んでくる中で、高齢者の責務等について触れるべきではないか。
府内各部署	特になし

3 見直しの考え方

社会情勢として高齢化がより顕著になってきていることから、高齢者等の責務等について、見直し（総点検）を行う必要があると考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

高齢者等の責務等を新たに設けることは、該当する人への負担感の増につながりかねない。現状の市民の権利・責務で包括的に網羅されていることから、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要	逐条解説の改訂が必要	改正不要

第8条（子どもの権利、責務等）

【条文】

子ども（18歳未満の市民をいう。以下同じ。）は、市民の権利を有するとともに、次代の社会の担い手として健やかに成長できるよう、次に掲げる権利を有する。

(1) 生きる権利

(2) 育つ権利

(3) 守られる権利

2 子どもは、その年齢に応じた市民の責務を負う。

3 市民、議会及び市長等は、子どもの成長過程における保護及び支援の必要性を認識し、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

（1）前回の見直し（平成30年度）での意見

市民の責務を負う子どもの範囲及び責務の具体的な内容が明確ではない。規定の対象となる子どもが読んでも理解しやすいものとなるよう、逐条解説の改正を検討されたい。

また、第1項で規定する子どもの権利と第2項で規定する子どもの責務は相対する内容となっていない。第1項は第2項よりも、子どもの権利を守るために環境整備について大人が負うべき責務について規定する第3項との関係性が深いといえる。そういうことから、本条項以外に規定の改正をする際には、第2項と第3項の順序を入れ替えることも併せて検討されたい。

【対応結果】

逐条解説に子どもの権利に関する法律や条例の記載の追加といった改訂を実施。

（2）前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	点検 対象外	
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	点検 対象外	
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	点検 対象外	

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 35人／489人 7.2%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・子どもだけでなく弱者に対する視点も必要ではないか。・子どもを取り巻くさまざまな環境の変化に対応すべく見直すべきではないか。・「(1)生きる権利」、「(2)育つ権利」これらは憲法生存権で保障をされていると思う。「学ぶ権利」の方が妥当ではないか。・法律で成人が20→18歳になったため、18歳未満の子どもの記載を直すべきではないか。 また子どもの定義を12歳未満・12-15歳を中等学生・16-18歳未満を成人準備期間とすべきではないか。
庁内各部署	特になし

3 見直しの考え方

子どもの年齢等については、逐条解説内で説明があるが、教育に関する権利について、見直し（総点検）を行う必要があると考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

教育に関する権利については、逐条解説内に明記されており、令和4年6月に成立した「こども基本法」についても、児童の権利に関する条約の精神にのっとり作成されていることもあり、当条例における定義や意味と比較し、整合が取れていることから、規定を改正する必要はないものと考える。

しかし、こども基本法、児童の権利に関する条約について、逐条解説内に明記する必要があると思われる所以、検討されたい。

5 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第9条 (事業者の権利及び責務)

【条文】

事業者（厚木市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。）は、市民の権利を有し、市民の責務を負うとともに、地域社会の一員として、周辺環境との調和に留意し、暮らしやすいまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	点検 対象外	
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	点検 対象外	
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	点検 対象外	

2 条文等に関する意見

市民アンケート
【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】
35人／489人 7.2%

【主な見直すべき内容・理由】

- ・「持続可能な開発」の概念を加えると良いのではないか。

府内各部署 特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第5章 議会及び議員

第10条 (議会の役割及び責務)

【条文】

議会は、直接選挙により信任を得た議員によって構成される厚木市の意思決定機関として、市民の意思を把握し、その意思を市政に反映するよう努めなければならない。

2 議会は、市民福祉の充実を図るため、重要な政策等の議決及び行政運営の監視等の役割を果たさなければならない。

3 議会は、市民に議会の活動又は審議に関する情報を公開すること等により、市民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営に努めなければならない。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	点検 対象外	
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	点検 対象外	
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	点検 対象外	

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 28人／489人 5.7%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・第3項の末尾を「～議会運営を行わなければならぬ」としてはどうか。</p>
庁内各部署	特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

しかし、当条例及び厚木市議会基本条例で議会が「意思決定機関」とされている。議会は憲法上「議事機関」とされているため、この部分の整理について、逐条解説等に明記した方がよいと思われる所以、検討されたい。

5 見直し結果

規定の改正が必要 · **逐条解説の改訂が必要** · **改正不要**

第11条 (議員の役割及び責務)

【条文】

議員は、議会の役割及び責務を認識し、地域の課題及び市民の意見を把握するとともに、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならぬ。

2 議員は、職務に伴う調査研究活動等を通じ、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	点検 対象外	
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	点検 対象外	
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	点検 対象外	

2 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 28人／489人 5.7%
	【主な見直すべき内容・理由】 ・特になし
庁内各部署	特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第6章 市長、市長等及び市職員

第12条 (市長の役割及び責務)

【条文】

- 市長は、経営感覚を持ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。
- 2 市長は、政策等の意思決定に至る経過等について、多様な方法により市民への説明責任を果たさなければならない。
- 3 市長は、毎年度、市民及び議会に対して、市政運営の方針を示すとともに、その取組状況について説明しなければならない。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	点検 対象外	
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	点検 対象外	
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	点検 対象外	

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 35人／489人 7.2%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・第1項について「市長は市民全体の奉仕者であることを理解すると共に経営感覚を持ち～」といった文言を加えてはどうか。・第1項に「市長は、経営感覚を持ち」とあるが、経営感覚と行政は相容れないところがあるので、具体的な内容で記述してもらいたい。・市長が経営感覚をもつのは当然のことであるが、一市民として市民代表というバランス感覚が必要なので、客観性をもつことも明記すべきではないか。
庁内各部署	経営感覚に関する逐条解説について、一部修正してはどうか。 ・例（第1項の解説）

	<p>最近では、『自治体経営』、『都市経営』、『行政経営』というように、行政分野にも『経営』という考え方が浸透しつつあります。・・・</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>行政分野にも経営感覚は欠かせません。・・・</p>
--	--

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

逐条解説については、行政でも経営感覚を持つことが当たり前となってきていることから、経営感覚に関する記述について、逐条解説を改訂する必要がある。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

逐条解説の改訂についても理解できるが、市長が「全体の奉仕者」であること、職務への取り組みについて「客観的な視点を持つ」ことなどを追加していただくよう検討されたい。

5 見直し結果

規定の改正が必要	・	逐条解説の改訂が必要	・	改正不要

第13条 (市長等の役割及び責務)

【条文】

市長等は、その権限及び責任において、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。

2 市長等は、事務事業の執行等について、市民への説明責任を果たさなければならない。

3 市長等は、相互の連携及び協力を図り、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し(平成30年度)での意見

特になし

(2) 前回の見直し(平成30年度)以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度:平成30年度)	点検 対象外	
令和2年度実施 (対象年度:令和元年度)	点検 対象外	
令和3年度実施 (対象年度:令和2年度)	点検 対象外	

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 35人／489人 7.2%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・「市長等」の言い廻しが多いが、「等」とは誰を指すのか。・市長の役割の中に、神奈川県庁との連携は行政運営上、非常に重要なことかと思いますが、その点にも触れる文面を入れる必要がないか。
府内各部署	特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

意見のあった用語については逐条解説内で説明があり、国及び他の地方

公共団体との連携については条例第37条に規定している。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要	逐条解説の改訂が必要	改正不要

第14条 (市職員の役割及び責務)

【条文】

市職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、公正、誠実かつ適切に行動しなければならない。

2 市職員は、社会状況の変化、市民ニーズ等を的確にとらえるとともに、事務事業の目的を常に認識し、職務を行わなければならない。

3 市職員は、政策等を立案し、及び遂行する能力の向上に努めなければならない。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	点検 対象外	
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	点検 対象外	
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	点検 対象外	

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 35人／489人 7.2%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・第1項の「市職員は市民全体の奉仕者であることを自覚し～」の後に続く文言に、「謙虚」という表現を付け加えてはどうか。・第2項の「的確にとらえる」を強制するのは厳しいと思うので、「努めなければならない」とした方が良いのではないか。
庁内各部署	逐条解説で会計年度任用職員について言及すべきではないか。

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。
会計年度任用職員については、逐条解説に明記する。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。
逐条解説については、人事部門とよく調整した上で改訂していただきたい。

5 見直し結果

規定の改正が必要 · **逐条解説の改訂が必要** · **改正不要**

第7章 行政運営

第15条 (行政運営の基本事項)

【条文】

市長等は、自治の基本原則に基づき、政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行うものとする。

2 市長等は、政策等の優先性を考慮するとともに、厚木市の資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政運営を行うものとする。

3 市長等は、市民福祉の充実及び成果重視の視点により、行政運営を行うものとする。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	妥当	
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当	
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	妥当	

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 37人／489人 7.6%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・第1項に「市民の参加及び協働による行政運営」とあるが、市民参加イコール協働ではないのか。他に狙いがあるのか。</p>
庁内各部署	特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

参加と協働については、第5条の逐条解説に記載があるが、違いについて

て補足する必要があると考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

逐条解説は、第3条、第5条に市民参加や市民協働について明記されているため、新たな解説を加える必要はないと思われるが、「第〇条に解説あり」等、読む人にとってわかりやすい表記について、検討されたい。

5 見直し結果

規定の改正が必要 · 逐条解説の改訂が必要 · 改正不要

第16条（総合計画）

【条文】

市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。

3 市長等は、総合計画以外の計画を策定するときは、総合計画との整合を図り、及び計画相互の体系化に努めるものとする。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	妥当	
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当	
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	妥当	

2 条文等に関する意見

市民アンケート
【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】
37人／489人 7.6%

【主な見直すべき内容・理由】

・第1項及び第2項の主語が「市長」となっているが、「市長等」の方が良いのではないか。

府内各部署

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

市長、市長等の表記の違いについては、条例第3条の逐条解説に明記されている。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第17条 (組織等)

【条文】

市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うための、市民に分かりやすい組織を形成するものとする。

2 市長等は、市職員がその能力及び適性をいかすことができるよう、人事配置を行うとともに、市職員が常に能力向上に取り組むことができるよう、人材育成の基本方針を策定するものとする。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	妥当	
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当	
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	妥当	

2 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 37人／489人 7.6%
	【主な見直すべき内容・理由】 ・特になし
府内各部署	特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要	逐条解説の改訂が必要	改正不要

第18条 (行政評価)

【条文】

市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価（行政運営を一定の基準に従い評価し、その結果を改善に結びつけることをいう。以下同じ。）を実施するものとする。この場合において、市長等は、市民が参加する評価の方法を取り入れるよう努めなければならない。

2 市長等は、行政評価の結果を公表するとともに、その結果を踏まえた行政運営を行うものとする。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	妥当	
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当	
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	妥当	

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 37人／489人 7.6%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・第1項の市民参加による評価は努力義務でなく、必須とするべきである。</p>
庁内各部署	特になし

3 見直しの考え方

行政評価の実施に当たっては、極力市民参加の評価方法を取り入れるよう努めているが、一部例外があるため、必須ではなく、努力義務としていることから、規定を改正する必要はないものと考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第19条 (財政運営)

【条文】

市長は、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うものとする。

2 市長は、総合計画の着実な推進を目指し、その進捗状況を踏まえた予算編成を行うものとする。

3 市長は、財政運営の透明性を高めるため、財政状況を公表するものとする。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し(平成30年度)での意見

特になし

(2) 前回の見直し(平成30年度)以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度:平成30年度)	妥当	自治体の役割として、大幅な黒字を維持するより、効果的に財政支出を図ることで、中長期的には地方からの景気上昇にもつながるのではないか。
令和2年度実施 (対象年度:令和元年度)	妥当	
令和3年度実施 (対象年度:令和2年度)	妥当	

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 37人／489人 7.6%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・特になし</p>
庁内各部署	<p>逐条解説について、総合計画の表記を修正する必要がある。 ・第9次 → 第10次</p>

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

逐条解説については、意見のとおり改訂する必要がある。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。
逐条解説については、意見のとおり改訂していただきたい。

5 見直し結果

規定の改正が必要	逐条解説の改訂が必要	改正不要

第20条 (危機管理)

【条文】

市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、自然災害、重大な事故及び事件、感染症の拡大その他の非常時に備えた関係機関等との連携を始めとする総合的な対策を講じなければならない。

2 市民は、非常時においては、自助及び共助の精神の下、互いに協力し、事態に対処するよう努めなければならない。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

危機管理については、現状において包括的に規定されているため、規定の改正をする必要はないものと考える。

もっとも、近年、東日本大震災等の大規模災害が多く発生していることから、今後地域防災計画等の危機管理に関する計画等を策定あるいは改定する際には、市長等及び市民の責務について、事前、発生時及び事後の段階毎に示すことで、本条の趣旨をより実効性のあるものとなるよう検討されたい。

【対応結果】

規定の改正及び逐条解説の改訂は実施していない。

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	妥当	災害が起きる前の対応等に係る協議を広域的に取組み、国、県、市町村間の連携強化に努められたい。
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当	特になし
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	妥当	特になし

2 条文等に関する意見

市民アンケート **【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】**
37人／489人 7.6%

【主な見直すべき内容・理由】

・危機管理は即応性を必要とするので、非常に何をするのかを具体的明記すべきである。また、関連機関との連携を具体的に決めておかないと非常時に対応が重要である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・昨今の状況から自然災害と重要な事故は分けて明記すべきではないだろうか。 ・「市長は速やかに公助の提供または確保に努める」が足りないのではないか。 ・市民の財産のみならず、市の財産も保護されるべき、市の財産＝市民の財産なら問題ない。 ・第2項の「市民は・・・努めなければならない。」の後に、「ただし自己の安全確保を第一とする」を加えた方が良いのではないか。
府内各部署	特になし

3 見直しの考え方

新型コロナウイルス等、今まで考えられなかった自然災害等が発生している。自治基本条例で具体的な対策等について明記する必要はないが、新たな自然災害等に対し、包括的な現規定で網羅できているのか、見直し（総点検）を行う必要があると考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

現在の規定、逐条解説において、新型コロナウイルス感染症等さまざまな自然災害について包括的に網羅されており、市民アンケートで意見のあった自己の安全確保についても、逐条解説内で自助についての解説等があることから、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要	・	逐条解説の改訂が必要	・	改正不要

第21条 (情報の公開等)

【条文】

議会及び市長等は、行政文書を分かりやすく作成し、かつ、適正に保管するための仕組みを整備するものとする。

2 議会及び市長等は、保有する情報の公開を市民が請求することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し(平成30年度)での意見

特になし

(2) 前回の見直し(平成30年度)以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度:平成30年度)	妥当	特になし
令和2年度実施 (対象年度:令和元年度)	妥当	特になし
令和3年度実施 (対象年度:令和2年度)	妥当	特になし

2 条文等に関する意見

市民アンケート 【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】

37人／489人 7.6%

【主な見直すべき内容・理由】

・特になし

府内各部署 特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要	逐条解説の改訂が必要	改正不要

第22条（個人情報の保護）

【条文】

市民、議会及び市長等は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理し、及び利用しなければならない。

2 議会及び市長等は、保有する個人情報の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	妥当	特になし
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当	特になし
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	妥当	特になし

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 37人／489人 7.6%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・第1項「市民、議会及び市長等は、」に市職員を追記すべきではないか。</p>
庁内各部署	特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

また、個人情報保護に関する詳細については、個人情報保護条例等、個別の条例が存在することから、ここでは執行機関としての市長等という表現で問題ないと考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第23条 (法令遵守)

【条文】

市民、議員、市長及び市職員は、公正な自治を推進するため、法令及び条例等を遵守しなければならない。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し(平成30年度)での意見

特になし

(2) 前回の見直し(平成30年度)以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度:平成30年度)	妥当	特になし
令和2年度実施 (対象年度:令和元年度)	妥当	特になし
令和3年度実施 (対象年度:令和2年度)	妥当	特になし

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 37人／489人 7.6%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・特になし</p>
府内各部署	特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要	逐条解説の改訂が必要	改正不要

第24条 (法令の解釈等)

【条文】

議会及び市長等は、市民ニーズ又は行政課題に対応した政策等を主体的に推進するため、この自治基本条例の趣旨にのっとり、法令及び条例等を自主的に解釈するとともに、条例等を制定することにより、積極的な市政運営を推進するものとする。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	妥当	特になし
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当	特になし
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	妥当	特になし

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 37人／489人 7.6%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・自主的に解釈→適切に解釈にすべきではないか。 ・「条例等を制定することにより、」の前に「新たな」を加えてはどうか。</p>
庁内各部署	特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要	逐条解説の改訂が必要	改正不要

第25条 (行政手続)

【条文】

市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適正に行わなければならない。

2 市長等は、行政手続について必要な措置を講ずるものとする。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	妥当	特になし
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当	特になし
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	妥当	特になし

2 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 37人／489人 7.6%
	【主な見直すべき内容・理由】 ・特になし
府内各部署	特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要 逐条解説の改訂が必要 改正不要

第26条 (市民からの要望等への対処)

【条文】

市長等は、市民からの要望、苦情等への対処の仕組みを整備するものとする。

2 市長等は、市民から要望、苦情等があったときは、迅速かつ適切に対処し、その経過及び結果について回答するものとする。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	妥当	特になし
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当	特になし
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	妥当	特になし

2 条文等に関する意見

市民アンケート 【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】

37人／489人 7.6%

【主な見直すべき内容・理由】

・特になし

庁内各部署 特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要	逐条解説の改訂が必要	改正不要

第27条（行政処分等に対する不服への対処）

【条文】

市長等は、行政処分等に不服がある市民の申出に対して迅速かつ適正に対処するため、必要な措置を講ずるものとする。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	妥当	特になし
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当	特になし
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	妥当	特になし

2 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 37人／489人 7.6%
	【主な見直すべき内容・理由】 ・特になし
庁内各部署	特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要	逐条解説の改訂が必要	改正不要

第8章 参加及び協働の推進

第28条 (政策等に対する意見等)

【条文】

市長等は、市民の意見等を政策等に反映する仕組みを整備するとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	妥当	特になし
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当	特になし
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	妥当	特になし

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 31人／489人 6.3%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・特になし</p>
庁内各部署	特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要	逐条解説の改訂が必要	改正不要

第29条（条例等の制定等への市民参加）

【条文】

市長等は、次に掲げる行為を行おうとするときは、その行為の内容に応じて、関連する情報を市民に提供するとともに、市民意見等提出手続の実施等多様な市民の参加の機会を設けることにより、市民の意見等の提出を求めるよう努めるものとする。

(1) 条例等の制定、改正又は廃止

(2) 計画の策定、改定又は廃止

(3) その他重要な政策等の策定

2 市長等は、前項の規定により市民から提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	妥当	特になし
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当	特になし
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	妥当	特になし

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 31人／489人 6.3%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・第29条市民参加についてなので、「～参加の機会を設ける」まででいいと思います。</p>
府内各部署	<ul style="list-style-type: none">・市民参加手続の対象行為を見直し、市民がより参加しやすい制度に改善してはどうか。・市民参加における「条例等」の範囲について、見直しが必要ではないか。・実施機関の在り方について検討をお願いしたい。

3 見直しの考え方

府内各部署より市民参加手続の見直しについて意見が出されたが、具体的な市民参加手続については、市民参加条例において定めているため、規定の改正は不要であると考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要	逐条解説の改訂が必要	改正不要

第30条（事業の実施に係る市民参加）

【条文】

市長等は、総合計画に定める重要な事業を実施しようとするときは、説明会の開催等市民が意見等を述べることができる機会を設けるよう努めるものとする。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	妥当	特になし
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当	特になし
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	妥当	特になし

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 31人／489人 6.3%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・特になし</p>
庁内各部署	<p>逐条解説について、曖昧な表現を修正してはどうか。</p> <p>・・・「総合計画に定める重要な事業」とは、総合計画実施計画事業のうち、いわゆる「大型プロジェクト」として位置付けられるものなど、市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える事業などをいいます。・・・</p>

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化があるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

逐条解説については、意見のとおり改訂する必要がある。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。
逐条解説については、意見のとおり改訂していただきたい。

5 見直し結果

規定の改正が必要 · **逐条解説の改訂が必要** · **改正不要**

第31条 (審議会等の運営)

【条文】

市長等は、附属機関その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

2 市長等は、審議会等の委員を適正に選任するとともに、その選任理由等について説明しなければならない。

3 審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。

4 審議会等は、必要に応じて、関係者からの意見等の聴取その他の効果的な方法により市民の意見等を求め、その意見等を審議に反映させるよう努めるものとする。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

「附属機関に類する機関」については、規定からの削除あるいは文言の変更をすることで、市民会議やワークショップ等市政に対して市民から意見を聴取する手法への影響について再度精査した上で、改めて改正の要否について検討されたい。

【対応結果】

規定の改正及び逐条解説の改訂は実施していない。

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	妥当	特になし
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当	特になし
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	妥当	特になし

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 31人／489人 6.3%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・特になし</p>
府内各部署	特になし

3 見直しの考え方

附属機関は法律又は条例の定めるところにより設置されていることから、第1項にある「その他これに類する機関」が本市においては存在しないため、規定の見直し（総点検）を行う必要があると考える。

4 厚木市自治条例推進委員会による答申

「その他これに類する機関」について、前回の見直しから4年が経過し、市民参加制度への影響がないことも確認できたが、社会情勢が大きく変化している現代において、将来必要となる可能性がないとは言い切れないと思われる。

また、「その他これに類する機関」が厚木市には存在しないため、現在の条例の規定でも影響等がないことから、規定を改正する必要はないものと考える。

なお、地方自治法では、要綱等での附属機関の設置は認められていないことを、しっかり認識しておいていただきたい。

5 見直し結果

規定の改正が必要	逐条解説の改訂が必要	改正不要

第32条（コミュニティ団体に対する市民等の責務）

【条文】

市民、議会及び市長等は、コミュニティ団体がまちづくりに果たしている役割の重要性を認識するとともに、その自主性及び自立性を尊重しなければならない。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	妥当	特になし
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当	特になし
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	妥当	特になし

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 31人／489人 6.3%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・「コミュニティ団体の文言が第32条、第33条に第34条にてできますが、その定義付が法文上必要ではないか。</p>
府内各部署	特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。
なお、コミュニティ団体については、条例第3条で定義している。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要	逐条解説の改訂が必要	改正不要

第33条（コミュニティ団体との協働）

【条文】

市長等は、まちづくりの課題の解決に向けて、コミュニティ団体と協働を進める仕組みを整備するものとする。

2 市長等は、必要に応じて、コミュニティ団体の活動を支援するものとする。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	妥当	特になし
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当	特になし
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	妥当	特になし

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 31人／489人 6.3%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・特になし</p>
庁内各部署	<p>逐条解説について、現状に即したものに修正する必要がある。</p> <p>… <u>市民活動サポート室</u>のような活動の場の提供… ↓ … <u>ボランティアセンター</u>のような活動の場の提供…</p>

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化があるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

逐条解説については、意見のとおり改訂する必要がある。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。
逐条解説については、意見のとおり改訂していただきたい。

5 見直し結果

規定の改正が必要 **逐条解説の改訂が必要** **改正不要**

第34条 (地区市民自治推進組織)

【条文】

市民は、市民自治を推進するため、一定のまとまりのある地区において活動する様々なコミュニティ団体で構成する当該地区の課題に総合的に取り組む組織（以下「地区市民自治推進組織」という。）を設置することができる。

2 地区市民自治推進組織は、市民に開かれた組織とともに、市長等と連携して活動を進めるものとする。

3 市長等は、必要に応じて、地区市民自治推進組織の活動を支援するものとする。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	妥当	特になし
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当	特になし
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	妥当	特になし

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 31人／489人 6.3%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・特になし</p>
庁内各部署	特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要 · 逐条解説の改訂が必要 · 改正不要

第35条（市民の課題解決に対する意識の高揚等）

【条文】

市民は、市民相互の交流を深め、地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組む意識を高めるよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の規定の趣旨を達成するため、必要に応じて、次に掲げる事項に係る市民活動等を支援するものとする。

- (1) 市民のまちづくりへの参加及び協働に対する意識の醸成
- (2) まちづくりに取り組む人材の育成

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

- (1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

- (2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	妥当	特になし
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当	特になし
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	妥当	特になし

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 31人／489人 6.3%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・特になし</p>
庁内各部署	特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要 逐条解説の改訂が必要 改正不要

第36条（住民投票）

【条文】

市長は、市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するため、住民投票の実施に必要な事項について別に条例を定めることにより、住民投票を実施することができる。

2 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	妥当	第2項については住民投票が行われない限り、評価不能。
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当	第2項については住民投票が行われない限り、評価不能。
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	妥当	第2項については住民投票が行われない限り、評価不能。

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 31人／489人 6.3%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・住民投票は市民の意見が分かれた重大な事項の時に行うから市長が決定することではない。住民のどれだけ(何%)の署名が集まれば市長が行う義務があると明記すべき。・第2項「尊重」を尊重または厳守にしてはどうか。
庁内各部署	特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

なお、市民アンケートの意見については、本条例の逐条解説及び厚木市住民投票条例に記載がある。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要 逐条解説の改訂が必要 改正不要

第9章 広域連携及び交流

第37条 (広域連携及び交流)

【条文】

議会及び市長等は、まちづくりの課題を解決し、市民生活の向上を図るため、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

2 市民、議会及び市長等は、厚木市の魅力、特性等に関する情報を発信することにより、市外の人々との交流を深めるとともに、市外の人々の意見をまちづくりにいかすよう努めるものとする。

3 市民、議会及び市長等は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、海外の都市等との連携及び交流に努めるものとする。

4 市長等は、連携及び交流に当たっては、その目的及び内容を公表するとともに、市民の参加を得て進めるものとする。

5 市長等は、市民が主体となり、市外の人々との交流を行うときは、必要に応じて、その活動を支援するものとする。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	妥当	特になし
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当	特になし
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	妥当	特になし

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 16人／489人 3.3%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・特になし</p>
府内各部署	<p>逐条解説について、現状に即したものに修正する必要がある。</p> <p>「公共図書館の相互利用」に平塚市を追加</p>

	<p>*1 あつぎOECフードとは、厚木市が進める<u>シティセ</u> <u>ールス事業</u>の一つ ↓ *1 あつぎOECフードとは、厚木市が進める<u>観光プロ</u> <u>モーション事業</u>の一つ</p>
--	--

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。
逐条解説については、意見とおり改訂する必要がある。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。
逐条解説については、意見のとおり改訂していただきたい。

5 見直し結果

規定の改正が必要	・	逐条解説の改訂が必要	・	改正不要

第10章 自治基本条例推進委員会

第38条 (自治基本条例推進委員会)

【条文】

市長は、この自治基本条例の運用状況の点検を行うため、市民等で構成する厚木市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市長は、毎年度、この自治基本条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この自治基本条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

特になし

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	妥当	特になし
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当	特になし
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	妥当	特になし

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 12人／489人 2.5%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・特になし</p>
府内各部署	特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第11章 自治基本条例の見直し

第39条 (自治基本条例の見直し)

【条文】

市長は、委員会の意見を踏まえ、この自治基本条例の運用状況を評価し、4年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行うものとする。

2 市長は、この自治基本条例の見直しを行うときは、市民の参加を得て行わなければならない。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し(平成30年度)での意見

特になし

(2) 前回の見直し(平成30年度)以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	妥当	特になし
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当	特になし
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	妥当	特になし

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 12人／489人 2.5%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・特になし</p>
庁内各部署	特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要 · 逐条解説の改訂が必要 · 改正不要

第12章 自治基本条例の改正

第40条 (自治基本条例の改正)

【条文】

市長は、この自治基本条例を改正しようとするときは、この自治基本条例の目的、位置付け等を踏まえ、この自治基本条例の制定に際して行った市民の参加その他の方法により行わなければならない。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

(1) 前回の見直し（平成30年度）での意見

自治基本条例の改正をする際の市民参加の手法について規定する本条は、第2条の趣旨を手続面から担保するための規定であることから、改正の必要はないものと考える。

なお、自治基本条例の改正に当たっては、改正内容に応じて、よりふさわしい手法により市民参加の機会を設けることが重要であると考える。

【対応結果】

規定の改正及び逐条解説の改訂は実施していない。

(2) 前回の見直し（平成30年度）以降に行った運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和元年度実施 (対象年度：平成30年度)	妥当	特になし
令和2年度実施 (対象年度：令和元年度)	妥当	特になし
令和3年度実施 (対象年度：令和2年度)	妥当	特になし

2 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 12人／489人 2.5%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・特になし</p>
府内各部署	特になし

3 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の変化はあるが、本規定に関する事項については、包括的に網羅されているため、規定を改正する必要はないものと考える。

4 厚木市自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものと考える。

5 見直し結果

規定の改正が必要 · 逐条解説の改訂が必要 · 改正不要